

◎非常水防基金条例

制 定 昭35. 4. 27 条例13

最近改定 昭39. 3. 31 条例 4

第1条 この組合は、この条例の定めるところにより、非常水防費に充てる目的をもって毎年度基金を蓄積する。

(昭39条例4一部改正)

第2条 次の収入は、これを基金として蓄積する。

(1) この基金より生ずる収入

(2) 費途の指定がない寄附金

(昭39条例4一部改正)

第3条 前条のほか、毎年度予算をもってその必要額を蓄積するものとする。

第4条 次の各号の1に該当する年度においては、組合議会の議決を経て前2条の蓄積を停止し、又は減少することができる。

(1) 組合債を起した年度からその償還を終るまでの年度

(2) 臨時に多額の費用を要する年度

(昭39条例4一部改正)

第5条 この基金は、郵便貯金、銀行預金、金銭信託、信用金庫預金、公債証券その他管理者において確実と認める有価証券をもって管理する。

(昭39条例4一部改正)

第6条 この基金は、組合財政の都合により、組合議会の議決を経て繰戻の方法を定め、組合の会計に繰替運用することができる。ただし、同一年度内における一時繰替については管理者限りでこれをなすことができる。

2 前項の場合においては、管理者において適当と認める利子を附するものとする。

(昭39条例4一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。

附 則 (昭39. 3. 31 条例4)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。